

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成24年7月17日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人あすく

(2) 代表者の氏名

中原 誠哉

(3) 主たる事務所の所在地

京都市上京区堀川通丸太町下る中之町519番地 京都社会福祉会館2階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、京都府を中心に、自閉症者が地域生活をするために必要と思われる環境を整えることによって、その福祉の向上と自立に寄与し、かつ自閉症者に対する社会的理解を促進することを目的とする。

2 申請年月日

平成24年7月5日

(文化市民局地域自治推進室)